

人委給第175号

令和2年12月24日

千葉県議会議長 山中 操 様  
千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県人事委員会

委員長 諸岡 靖彦

## 職員の給与等に関する報告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、  
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、公務運営について別紙第2  
のとおり報告します。

## ( 目 次 )

### 別紙第1 職員の給与に関する報告

1	職員の給与	3
2	民間給与の調査	3
3	職員の給与と民間給与との比較	4
4	職員の給与と国家公務員給与との比較	4
5	物価及び生計費	4
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
6	人事院の報告の概要	5
7	本年の月例給改定の考え方	5
8	高齢層職員の給与	6

### 別紙第2 公務運営に関する報告

1	人材の確保及び育成	7
	(1) 人材の確保	
	(2) 人材の育成	
2	能力・実績に基づく人事管理	9
3	勤務環境の整備	10
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現	
	(4) ハラスメント防止対策	
4	高齢層職員の能力及び経験の活用	14
5	コンプライアンスの徹底	15

## 別紙第1

# 職員の給与に関する報告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月14日に、職員の特別給の支給月数を引き下げることの内容とする勧告を行ったところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

## 1 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した本県の「令和2年人事統計に関する報告」によると、在職者は52,080人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,452人であって、その平均年齢は39.6歳であり、男女別構成は男61.7%、女38.3%、学歴別構成は大学卒60.2%、短大卒12.9%、高校卒26.9%、中学卒0.0%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において361,788円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は392,740円となる。

(報告資料第1表～第3表)

## 2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した373の事業所に

ついて「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況、家族手当の支給状況等についても調査を行った。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、83.5%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

### 3 職員の給与と民間給与との比較

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均53円（0.01%）上回っていることが明らかとなった。

（報告資料第21表）

### 4 職員の給与と国家公務員給与との比較

「平成31年地方公務員給与実態調査」（総務省）によると、昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員の俸給と本県の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県のラスパイレス指数は、99.9となっており、前年より0.2ポイント低下している。

### 5 物価及び生計費

#### (1) 物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で0.1%上昇

し、千葉市では同水準となっている。

(報告資料第23表)

## (2) 標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で169,160円、3人世帯で200,610円、4人世帯で232,060円となっている。

(報告資料第22表)

## 6 人事院の報告の概要

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告を行った。

月例給について、国家公務員給与が民間給与を平均164円(0.04%)上回っていたが、較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定を行わないとしている。

(報告資料〈参考〉人事院勧告の骨子)

## 7 本年の月例給改定の考え方

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与報告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の本年の月例給の改定に係る本委員会の見解は、次のとおりである。

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。

本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、約8割の民間事業所において定期的に行われている昇給を実施しており、また、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は23.3%(昨年32.4%)、ベースダウンを実施した事業所はなく(昨年0.4%)、昨年と比べてベースアップを実施した事業所の割合が減少している。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を53円（0.01%）上回っているものと認められた。

これらのことを踏まえ、本年の月例給の改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差が極めて小さいこと等を考慮し、月例給の改定を行わないことが適当であると判断した。

## **8 高齢層職員の給与**

55歳を超える職員の昇給制度については、国に準じて平成26年度から原則として昇給停止としているが、当分の間の措置として、標準の勤務成績であっても1号給昇給ができることとしているところである。

当該措置の廃止については、他の都道府県や民間の動向等も踏まえながら、引き続き慎重に検討していく必要がある。

生 計 費 関 係

## 令和2年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和2年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国消費実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の令和2年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を反映して算定したもの）に、全国と千葉市の令和2年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（千葉市・勤労者世帯）における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

#### （参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成31年1月～令和元年12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第22表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和2年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,930 <sup>円</sup>	46,310 <sup>円</sup>	60,170 <sup>円</sup>	74,020 <sup>円</sup>	87,880 <sup>円</sup>
住居関係費	43,230	46,610	41,920	37,240	32,550
被服・履物費	1,040	3,350	3,800	4,260	4,710
雑費Ⅰ	40,620	52,300	70,730	89,150	107,580
雑費Ⅱ	7,110	20,590	23,990	27,390	30,790
計	120,930	169,160	200,610	232,060	263,510

# 勞 働 經 濟 指 標

第23表 労働経済指標

項目 年度・年月	① 実質国内 総生産 (GDP)	② 常用雇用 指数 (調査 産業計)	③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全 失業率 (季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)						⑥ 所定内 (調査)		
			全 国	千 葉 県		全 国		千 葉 県		全 国				
	前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)
	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者
平成 30 年度	0.3	0.5	1.62	1.33	2.4	296.0	0.6	359.2	270.9	1.1	353.6	270.7	0.6	326.8
令和 元 年度	△ 0.3	1.2	1.55	1.29	2.3	296.1	0.1	360.6	275.4	1.7	361.7	271.1	0.2	328.5
平成 31年 4月	0.1	1.1	1.63	1.35	2.4	299.4	0.3	364.3	280.1	2.7	365.1	273.3	0.3	330.7
令和 元 年 5月		0.8	1.62	1.35	2.4	294.7	0.1	357.5	274.2	2.3	357.6	269.4	△ 0.2	325.2
6月		1.0	1.61	1.33	2.3	297.6	0.3	360.9	276.4	2.2	360.8	272.3	0.3	328.5
7月	0.2	1.2	1.59	1.32	2.3	296.4	0.0	360.3	276.2	2.3	362.0	271.5	0.1	328.4
8月		1.2	1.59	1.32	2.3	295.8	0.1	359.7	274.6	1.7	360.9	271.2	0.1	328.1
9月		1.5	1.58	1.31	2.4	295.9	0.1	360.2	274.8	3.0	362.7	271.7	0.1	329.2
10月	△ 1.9	1.5	1.58	1.28	2.4	298.3	0.0	363.4	274.0	1.3	362.2	272.9	0.2	330.7
11月		1.4	1.57	1.29	2.2	297.6	△ 0.4	362.4	277.2	2.2	364.0	271.8	△ 0.1	329.2
12月		1.5	1.57	1.30	2.2	297.0	△ 0.2	361.9	274.8	2.0	361.9	271.8	0.1	329.4
令和 2年 1月	△ 0.5	1.1	1.49	1.26	2.4	293.0	0.4	357.9	275.5	0.0	360.2	269.0	0.7	327.0
2月		1.1	1.45	1.21	2.4	293.6	0.3	358.8	276.7	1.5	363.2	269.1	0.5	327.1
3月		1.1	1.39	1.16	2.5	294.2	△ 0.4	360.1	270.5	△ 1.2	360.5	269.8	0.1	328.6
4月	△ 8.3	0.8	1.32	1.10	2.6	295.7	△ 1.3	359.5	275.4	△ 1.7	361.1	272.9	△ 0.1	330.3
5月		0.2	1.20	1.00	2.9	287.2	△ 2.6	348.2	270.0	△ 1.5	354.7	268.6	△ 0.3	324.5
6月		0.2	1.11	0.93	2.8	290.9	△ 2.2	351.5	268.5	△ 2.8	348.7	272.2	△ 0.1	327.7

資料出所：①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働  
(注)1 ①、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成27年基準である。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。